民生教育常任委員会会議録

１　日　　　時　　令和８年３月４日（水）
午前９時５９分～午前１０時４３分

２　場　　　所　　議員協議会室

３　出席委員

委員長	吉田　良	副委員長	寺島雅子
委　員	佐藤さやか	委　員	笹森　波
委　員	千葉栄幸	委　員	菊地　忍
委　員	山田龍太郎		

４　欠席委員　　なし

５　説明のため出席をした者の職氏名

健康福祉部長	中山聖子
健康福祉部次長兼こども支援課長	西坂路子
社会福祉課長	大元純子
介護長寿課長	橋本かほり
健康福祉部企画員兼こども支援課長補佐	渡邉幸恵
社会福祉課長補佐兼生活再建支援係長	髙橋敦詩
介護長寿課長補佐	髙橋幸信
社会福祉課主幹兼障がい者手帳係長	山田竜一
社会福祉課主幹系障がい者支援係長	川村雄一郎
こども支援課主幹兼子育て支援係長	齋藤寛樹
こども支援課主幹兼保育係長	佐藤優太

	介護長寿課主幹兼 長寿健康係長	安　齊　美　幸
6　事務局職員	事　務　局　長	綱　川　宏　一
	主幹兼議事調査係長	若　林　　　潤
	主　　　　　事	髙　橋　桃　花

7　付議事件

（1）　議案第２１号　　名取市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

（2）　議案第２２号　　名取市老人憩の家条例の一部を改正する条例

（3）　議案第２３号　　名取市障害者支援施設条例の一部を改正する条例

（4）　民生教育常任委員会が所管する事項について

午前９時５９分　開　会

○委員長（吉田　良）　出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第21号　名取市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。笹森　波委員。

○委員（笹森　波）　子ども・子育て会議の構成メンバーを教えていただきたいと思います。

○委員長（吉田　良）　答弁、子育て支援係長。

○こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹）　子ども・子育て会議の委員は15人をもって組織されております。構成といたしましては、公募による市民が２人、子供の保護者として、児童センター、保育所、幼稚園の親の会の方が３人、子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者ということで、父母教師会、民生委員・児童委員協議会、青少年健全育成市民会議からそれぞれ１人ずつの３人、また、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者として、私立幼稚園の協議会、社会福祉法人宮城福祉会、特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわ、一般社団法人マザー・ウィングから１人ずつの４人、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者ということで尚絅学院大学の教授の方１人と、関係行政機関の職員として県の子ども総合センターから１人と名取市校長会から１人の計２人、合計で15人の委員の構成となっております。

○委員長（吉田　良）　笹森　波委員。

○委員（笹森　波）　それでは会議が年に何回開催されているのかということ

と、直近ではいつ頃開催して意見を聞く予定になっているのか教えていただきたいと思います。
〇委員長（吉田　良）　答弁、子育て支援係長。
〇こども支援課子育て支援係長（齋藤寛樹）　会議は、令和７年度に関しましては３回開催しており、直近では２月に開催いたしまして、令和８年度に関しては６月頃の開催を想定しているところです。
〇委員長（吉田　良）　ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
〇委員長（吉田　良）　ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第21号に対する討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
〇委員長（吉田　良）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第21号　名取市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
〇委員長（吉田　良）　起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第22号　名取市老人憩の家条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。菊地　忍委員。
〇委員（菊地　忍）　この条例について、施行期日が令和８年５月１日となっておりますが、４月いっぱいは使えるという理解でよろしいでしょうか。
〇委員長（吉田　良）　答弁、介護長寿課長補佐。
〇介護長寿課長補佐（髙橋幸信）　４月いっぱいは使用可能となっております。
〇委員長（吉田　良）　菊地　忍委員。
〇委員（菊地　忍）　４月には既に使用するものが決まっているために、４月いっぱい使えるようにしているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（吉田　良）　答弁、介護長寿課長補佐。
○介護長寿課長補佐（髙橋幸信）　４月の予約も入っていたり、例年４月に地区の町内会連合会の総会が開催されているということから４月末までとしているところです。
○委員長（吉田　良）　ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（吉田　良）　ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第22号に対する討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（吉田　良）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第22号　名取市老人憩の家条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○委員長（吉田　良）　起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第23号　名取市障害者支援施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。寺嶋雅子委員。
○委員（寺嶋雅子）　以前の議員協議会のときに、厨房の設備についてどのように考えるのかということで、若竹園で行う場合はそういった設備がないので、その代替案についてどのように決まったかということをお伺いします。
○委員長（吉田　良）　答弁、社会福祉課長。
○社会福祉課長（大元純子）　法人でいろいろな条件を考え、一番は利用者の方が慣れない新しいところに通うというところで抵抗があるとか、そういったところを重視しまして、みのり会の上余田地区の施設の中にある調理施設を使って、お菓子づくりを継続したいと考えているとのことでした。
○委員長（吉田　良）　寺嶋雅子委員。

○委員（寺嶋雅子）　上余田地区にある施設の二階のところで実施するということになるかと思いますが、では、そこに利用者が直接行かなくてはいけなくなるのか、移動手段をお伺いしたいと思います。
○委員長（吉田　良）　答弁、社会福祉課長。
○社会福祉課長（大元純子）　基本的には若竹園を無料でお貸しすることにしており、今のみのり園から若竹園はすぐ隣なので、そこに集合していただいて、そこから活動する上余田ですとか、あとは屋外就労とかそういったところに移動すると聞いております。
○委員長（吉田　良）　ほかにありませんか。寺嶋雅子委員。
○委員（寺嶋雅子）　現在、国・県に対しての社会福祉施設等施設整備費補助金の申請をなされている最中かと思いますが、その進捗状況についてお伺いいたします。
○委員長（吉田　良）　答弁、社会福祉課長。
社会福祉課長（大元純子）　内示があったとか正式に交付決定があったなどという動きはないのですが、令和７年６月に県へ書類を提出し、それは令和８年度社会福祉施設等施設整備事業費補助金の書類だったのですが、その後県から、国で令和７年度補正予算が組まれるという情報がありまして、令和７年度の補助金にも書類を提出しました。令和７年度で採択されますと、今月中ぐらいに内示があるかもしれないというところです。令和８年度で採択されますと、議員協議会で説明したとおり、令和８年６月か７月に内示があり、それを今待っている状況です。
○委員長（吉田　良）　寺嶋雅子委員。
○委員（寺嶋雅子）　もちろん申請をして通ることが一番ではありますが、もし通らなかったということでまた１年繰り越すということになった場合に、市の支援としては変わらず継続していくのかということについて教えてください。
○委員長（吉田　良）　答弁、社会福祉課長。
○社会福祉課長（大元純子）　議員協議会のときにも説明したのですが、現在、指定管理の取決めの中で、修繕費20万円を超えるものは市で負担するとなっていますので、そういったことは今後も継続して施設を運営していきたいと思っております。

○委員長（吉田　良）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田　良）　ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第23号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田　良）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号　名取市障害者支援施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉田　良）　起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第21号から議案第23号までに対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田　良）　御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前１０時１０分　休　憩

午前１０時１１分　再　開

○委員長（吉田　良）　再開いたします。

次に、付議事件の（４）民生教育常任委員会が所管する事項についてを議題といたします。

①調査項目及び令和８年度管外行政調査及び研修について協議を行います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前１０時１２分　休　憩

＊休憩中の要旨

・各委員から委員会として取り組みたい調査項目及び調査先の候補となる自治体及び項目について説明を行った。

・ヤングケアラー支援、障がい者雇用支援についてを調査項目とする委員が多かったことから、これらの事業に先進的に取り組む自治体を中心に調査先を選定することとした。

・詳細な実施内容については委員長に一任することとした。

午前１０時４２分　再　開

〇委員長（吉田　良）　再開いたします。

お諮りいたします。調査項目及び令和８年度管外行政調査及び研修につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇委員長（吉田　良）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

次回委員会の開催は、日程を調整の上、改めて通知いたしたいと思います。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前１０時４３分　散　会

令和８年３月４日

民生教育常任委員会

委員長　吉田　良